

【在宅医療について】

・事務局から、「いしかわ在宅医療・介護連携ルール（急変時の連携編）」※を見直し、「救命・延命の意思表示」を共通フォーマットに追加した上で、各市町は、在宅医療に必要な連携を担う拠点を活用して、介護施設の「救急医療情報」等の様式に盛り込むなど、各地域の実情に応じて活用方法を検討することを提案したところ、委員から異議はなかった。

※石川県在宅医療推進協議会（事務局：県医師会）において、在宅医療と介護の連携を強化するために策定。「急変時の連携編」は、急変時に必要な情報が効率的・効果的に救急病院に伝わるよう、患者の診療情報や日常生活動作の状態等の情報の管理や伝達のあり方を示したもの。

・「救命・延命の意思表示」については、病院に搬送された後、家族の意向で変更になる場合もある点に留意が必要との意見があった。

【病床機能転換補助金・病床機能再編支援事業の活用について】

・事務局から、補助事業や病床規模の適正化について説明を行い、申請のあった医療機関の事業活用について、委員からは異議はなかった。